

○財務省告示第二百六十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成三十年九月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年十月九日

財務大臣 麻生 太郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行の最低額	振替単位	発行日	発行価格	償還期限
国庫短期証券（第七百八十四回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本銀行による借換えのための引受け	額面金額で三千六百六億円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	平成三十年九月二十日	額面金額百円につき百円十三銭六厘	平成三十一年九月二十日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に									

十 十 十
三 二 一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償
成 本 面 還
三 銀 金 金
十 行 額 を
年 百 支
九 円 払
月 に う
二 つ °
十 き
日 百
円